

お知らせ
平成27年度子育て世帯臨時特例給付金について

消費税の引き上げに際し、「子育て世帯臨時特例給付金」が平成27年度も支給されることとなり、町では申請の受付を開始しています。支給対象となる可能性のある方には、6月上旬に申請書などを送付しています。申請期限は、11月30日(月)までです。支給対象となる可能性のある方は、申請書に必要書類を添えて、申請期限までにお忘れなきよう提出をお願いします。支給対象となる可能性のある方で、申請書が届いていない場合や、ご不明な点がありましたら、問い合わせ先までお問い合わせください。

振り込め詐欺に

ご注意ください!!!

「子育て世帯臨時特例給付金」に絡む詐欺被害が懸念されています。給付金事業の実施に際し、

●町職員から電話によるATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にあ



りません。

●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

●町や厚生労働省などが「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料の振り込みを求めるところなどは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問い合わせ

- ほけん福祉課 (すこやかセンター伊野内) ☎89313818
- 吾北総合支所住民福祉課 ☎86712300
- 本川総合支所住民福祉課 ☎86912112

お知らせ
戦没者などのご遺族の皆さんへ 第10回特別弔慰金が支給されます

▼特別弔慰金の趣旨

戦後70年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第10回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

▼支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

- 2 戦没者などの子
- 3 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。)
- 4 前記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません。)

▼支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

▼請求期間

平成30年4月2日(月)まで

▼請求窓口・問い合わせ

- ほけん福祉課 (すこやかセンター伊野内) ☎89313810
- 吾北総合支所住民福祉課 ☎86712300
- 本川総合支所住民福祉課 ☎86912114

お知らせ
平成27年度就学義務猶予免除者などの中学校卒業程度認定試験について

病気などやむを得ない事由で保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。合格者は高等学校の入学資格が与えられます。

▼出願の期間など

8月24日(月)～9月11日(金)までに、受験希望者が文部科学省に直接出願。9月11日の消印有効。

▼試験期日

10月28日(水) 10時～

▼試験会場

高知県教育センター分館 (高知市大原町132)

▼願書などの入手について

高知県教育委員会に取り行くか、教育委員会事務局に連絡し、請求してください。(配布・請求期間7月13日(月)～9月11日(金))

▼問い合わせ

- 高知県教育委員会小中学校課 ☎82114638
- 教育委員会事務局 ☎89311922

